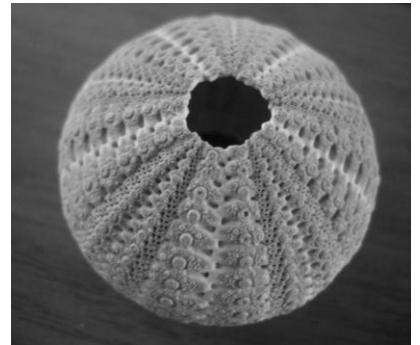


耕縁白豊

NO.63 西畑亮一

今月は、山田悦子さんと後藤由美子さんの話を聴かせてもらい、私がハッと揺さぶられて何に気づいたのかを順にご紹介しましょう。山田さんの話からは、近代日本の憲法史全体を、また法制度の真のネライを、主権者の地位にある個々人の観点で見通す必要があるということ、日本国憲法は細部分析して吟味しないとその実態が見えてこない、ということでした。由美子さんの話からは、対立構造で対象を見れば全体に注意を向けることもなくわかりやすくなり、思考の省力化になります。しかし、その見方は多様な要素を自己都合に合わせて一元化し、対象からある特定の対立点だけを抽出することになってしまいます。一度その思考に慣れてしまうとあまりにも便利なのでそこからの脱却は難しくなる、ということでした。

日本国憲法の吟味にしろ、二項対立での対象把握にしろ、それらの作業を行う私たちの頭の中には情報を処理する仕組みが備わっています。その仕組みの方法に慣れ親しんでいるため、仕組み自体の見直しを要求するような事態がたとえ発生したとしてもその状況を意識化することは難しいのです。対象の捉え方は、自分の方法だけが唯一のものではありません。少なくとも別の方法が地球の総人口分はあるはずなのに、各自の頭は、自身の頭に今インストールされているその仕組みに依存して他の方法を排除する傾向があります。そのような頭の生理を意識することが、「脱学習」につながります。3月31日の経験は、私の「脱学習」につながり、あの場で聴く耳と見る目を得た私の頭は新しい情報の吸収へと向かうことができたのです。当日のすべての参加者に感謝！



誰もが具える情報処理の仕組み（固定観念）は、その固定度が強過ぎても弱過ぎても自分にとって好ましくありません。固定観念への揺さぶりは、太陽が動いていると思っていたけど、実は自分が拠って立つ地球の方が動いていたというコペルニクスの転回のような衝撃となります。新しい情報に対する驚きの別名を学習と呼ぶなら、それを方法論的に用いることが教育です。そこに、私が重要だと考えていた専従者教育の意義があります。学習は既存の固定観念を修正し、得られた情報は経験知としてその驚きの程度に応じて頭の中に定着します。その後、新しくなった固定観念は次の衝撃を活用してリニューアルされるまで頭の回転を早め一定程度に担保された意思決定に役立つことになるわけです。

山田さんの話を①冤罪事件の当事者（被害者）として、②国家と憲法について、の2つに分けましたが、そこに通底するものは「基本的人権」をどう考えるのか、その一点ではなかったかと思えます。私たちは「基本的人権」を漠然と受止めてはいるけれど、それを意識的に捉えたことがありますか、当事者として受止めたことがありますか、と問いかけてくれたと思うのです。しかもそれは、山田さん自らの「司法権に翻弄された」実体験に裏づけられた私たちへの警鐘（知的衝撃）だと感じたのです。

「国家無答責」というキーワードが登場しました。文字どおり、国家には答える（応じる）責任はない、ということです。薄々気づいてはいましたが、こうもはっきり明示されると愕然とするどころか反応できずにいる自分がとても悔しいです。これは、組織体としての国家のみならず、公務員は個人責任の追及を受けないということであり、「基本的人権」を無効にする権力の切り札です。「国家無答責」であることは、憲法学者ならば誰もが知っていることであり、それは公権力の頂点から末端までを貫いている原理で、明治憲法から現行憲法へ引継がれていると、山田さんは強調されてました。山田さんは、繰返しの教育でルールを守らせてもなお穴のあることを、私に教えてくれたのです。